

申請者：

指定工事業者の新規指定申請手続（チェックリスト）

水道法改正により、新規に指定給水装置工事事業者として指定を受けようとする場合の指定要件及び手続は下記のとおりですので、ご留意の上、手続きを行って下さい。

記

指定要件

1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置くものであること。
2. 指定業者規程（裏面）第五条第二号の機械器具を有するものであること。
3. 指定業者規程（裏面）第五条第三号のいずれにも該当しないものであること。
4. 毎月の日報、月報を提出すること。

必要書類

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第一）

記載事項

チェック

- | | |
|---|--------------------------|
| ① 氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者及び役員の氏名 | <input type="checkbox"/> |
| ② 半田市において給水装置工事業を行う事業所の名称及び所持地 | <input type="checkbox"/> |
| ③ 給水装置工事業を行うための機械器具の名称、性能、数〔写真添付〕 | <input type="checkbox"/> |
| ④ 事業の範囲〔給水装置工事業を行っている旨の明記〕 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の番号 | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ <u>機械器具調書（様式第一別表）</u> 〔前記③の内容を記入して下さい。〕 | <input type="checkbox"/> |
2. 誓約書（様式第二）〔前記指定要件3の内容の誓約〕
 3. 住民票の写し（個人の場合）又は定款、登記簿謄本（法人の場合）
〔登記簿謄本については概ね3か月以内に発行されたものとします〕
 4. 申請者の身分証明書（成年被後見人、破産者等の確認）
 5. 指定手数料 10,000 円〔納入確認後に指定します。〕
 6. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第三）
〔指定後14日以内に提出。ただし、日付欄を空白の上届出と同時に提出可。〕

その他

1. 給水装置工事主任技術者確認のため免状の写しの添付をお願いします。
2. 裏面の半田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（抜粋）を参照して下さい。
3. 主任技術者の身分証明書（主任技術者証のコピー）
4. 事務所、資材置き場の案内図、状況写真（事業者名称入りの看板等を入れる）

半田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(抜粋) 新規および更新の指定申請に関する部分

(指定の申請)

第四条 条例第七条第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、法施行規則に定められた様式第一による申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び役員の名

二 条例第二条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第十二条第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の番号

三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四 事業の範囲

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 次条第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

4 前項第一号に規定する書類は、法施行規則に定められた様式第二によるものとする。

(指定の基準)

第五条 管理者は、前条第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしな

ければならない。

一 事業所ごとに第十二条第一項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。

二 次に掲げる機械器具を有する者であること。

イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

ニ 水圧テストポンプ

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 精神の機能の障がいにより給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ニ 第八条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新)

第五条の二 前二条の規定は、指定の更新について準用する。

第十二条 指定工事業者は、第四条第一項の指定を受けた日から十四日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。